

官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム
「サウンディング」
案件登録様式

■ 記入票

項目	記入欄
1. サウンディング情報	
①団体名	鹿児島県指宿市建設部都市・海岸整備課
②事業名	指宿港港湾緑地整備事業
③本事業の現在の検討の状況 ※該当する番号に○（いずれか一つ）	1.事業発案の検討 2.事業化の検討 3.事業者選定の検討
④サウンディングの目的	本事業の対象である港湾緑地は、その背後にある市街地にも賑わいを波及させ、海から街が一体となって「指宿」の魅力を高める新たな観光拠点と位置づけている。 その実現に向けて、港湾緑地の整備に関する具体的な計画や利活用方針等について、民間事業者のノウハウやアイデアを取り入れ、早期に実現可能な手法や計画の検討を進めたいと考えている。 具体的には事業手法や導入施設、事業実現性などについての提案を求め、それらを踏まえて整備手法や事業方針、公募実施に向けた検討を進めていく。
⑤民間事業者に対する質問事項	○港湾緑地全体を活用する場合 ①事業化の可能性について 事業者の皆さまから見て稼げる場所になりうるかお伺いしたい。 ②港湾緑地（砂浜含む）における収益施設について 収益性が考えられる利活用方法がございましたら幅広くご提案いただきたい。 ③事業者として参入するための条件等について 参入意欲も含めて下記2点についてお伺いしたい。 (1)市へ求めること（提供してほしい情報など） (2)参入する場合に希望する事業手法（指定管理・みなと緑地 PPP など） ○港湾緑地の一部（更地）を活用する場合 ①港湾緑地の一部における利活用の手法について 対象地は、現在埋立て中で、敷地が横に約 1.1 km、幅約 30 mであり、川で3つに分断されているため、部分的な整備も想定している。 対象地の一部（2・3工区）については、令和9年度（2027年度）に埋立てが完了する予定である。上物の整備については、

※事業の内容を簡潔にご記入下さい	された指宿港海岸保全施設整備事業の背後を埋立てて生まれた新たな土地で、魅力ある海辺空間の形成による賑わいを創出する場として、整備を進めている。 なお、令和7年度末には緑地の一部が完成し、砂浜を含めて、様々な利用がされている。
⑥現状及び課題	○地域（港湾緑地周辺）の現状 ・『天然砂むし温泉』という観光資源を楽しめる砂むし会館「砂楽」はあるが、そこで完結してしまい、滞在時間が短い。 ・『指宿駅』は本市の玄関口でありながら指宿中央通は寂しい雰囲気、まち歩きしたくなるような魅力に欠ける。 ○課題（市民から求められていること） ・背後の民間企業と共存する方法 →海辺空間でしかできない稼ぐ方法 ・港湾緑地だけで稼ぐのではなく、背後にも経済効果を波及させるもの
⑦前提条件 ※事業化にあたって事業者 に考慮してほしい事項等を簡 潔にご記入ください	・港湾管理者は鹿児島県（市は港湾管理者でない） ・港湾緑地は市が所有し、整備している。 ・港湾緑地の背後地は、住宅地
⑧事業スケジュール（予定）	～令和8年度 事業手法検討、方針・整備手法の決定 令和9年度 事業者選定・設計協議 令和10年度 工事 令和11年度 事業開始
（2）対象地	
①所在地（交通情報含む）	鹿児島県指宿市湊三丁目14番～湯の浜五丁目20番 （指宿駅から徒歩10分）
②敷地面積	約3.6ha
③土地利用上の制約	指宿都市計画臨港地区
④所有者	市
⑤周辺施設等	位置図

⑥対象地周辺の環境	上記参照
⑦その他 (上記項目以外の情報、特徴、留意すべきこと等)	指宿港港湾緑地の整備は、平成 26 年に国直轄の防災事業として採択された「指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業」を大きな契機としている。 この防災事業にあわせ、その背後地となる港湾緑地を単なる防護施設としてだけでなく、海洋レジャー等の新たな観光交流拠点や、魅力ある空間形成による賑わいの創出の場として活用する方針である。 「“指宿” は海から変わる…」を合言葉に官民協働によるまちづくりを進めている。

■ 添付資料

- ①：説明資料(指宿港港湾緑地)
- ②：指宿港海岸地域のまちづくり基本構想（海岸編）
- ③：指宿港海岸緑地整備基本設計